

麻薬施用者免許申請

申請及び 問い合わせ先	安来市 松江保健所衛生指導課 〒690-0011松江市東津田町1741-3 (いきいきプラザ島根3階) TEL:0852-23-1317
	奥出雲町、雲南市、飯南町 雲南保健所衛生指導課 〒699-1396雲南市木次町里方531-1 TEL:0854-42-9515
	出雲市 出雲保健所衛生指導課 〒693-0021出雲市塩冶町223-1 TEL:0853-21-1185
	大田市、川本町、美郷町、邑南町 県央保健所衛生指導課 〒694-0041大田市長久町長久ハ7-1 TEL:0854-84-9806
	江津市、浜田市 浜田保健所衛生指導課 〒697-0041浜田市片庭町254 TEL:0855-29-5556
	益田市、津和野町、吉賀町 益田保健所衛生指導課 〒698-0007益田市昭和町13-1 TEL:0856-31-9551
	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村 隠岐保健所環境衛生課 〒685-8601隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 TEL:08512-2-9719
提出書類	1 麻薬取扱者免許申請書
	2 医師診断書(有効期限1ヶ月)
	3 医師・歯科医師・獣医師免許の写し
提出部数	申請書、添付書類とも各1部
手数料	3,900円(島根県収入証紙)
備 考	1 施用者免許を受けることができる者は、医師・歯科医師・獣医師に限られます。
	2 施用者を2人以上設置する麻薬業務所には麻薬管理者の設置が必要です。その際、施用者が管理者を兼務することは差し支えありません。
	3 同一の者が施用者免許と管理者免許を同時に申請する場合、添付書類である診断書はどちらか一方の申請についてのみ原本を提出し、他方は写しで差し支えありません。 このとき、写しに「原本は〇〇月〇〇日〇〇保健所に提出済」と記載して下さい。